

文教委員会議案説明資料

令和6年7月2日

件名	頁
(学校運営部)	
1 第62号議案	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 2
2 第63号議案	足立区立校外施設条例の一部を改正する条例…………… 5
(子ども家庭部)	
3 第64号議案	積立金等返還請求に関する和解内容の変更について…………… 7
4 第65号議案	積立金等返還請求に関する和解内容の変更について…………… 10
5 第66号議案	調停の申立てについて…………… 13
6 第84号議案	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 15

(教 育 委 員 会)

第62号議案説明資料

令和6年7月2日

件名	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内容	<p>1 概要 本条例は、足立区立学校設置条例の一部を改正する条例案である。 東綾瀬中学校の改築に伴い新校舎に移転するため、本条例を改正する。</p> <p>2 改正内容 東綾瀬中学校の位置について、「東綾瀬一丁目5番3号」を「綾瀬三丁目23番14号」に改める。 なお、学校位置図はP4のとおり。</p> <p>3 新旧対照表 P3のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和6年10月21日</p> <p>5 今後の方針 引き続き、位置変更後の新校舎での円滑な学校運営に向け、各種準備、調整を図っていく。</p>

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後								
<p>○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号</p>	<p>○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号</p>								
<p>第1条～第3条（省略）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり）</p>								
	<p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年10月21日から施行する。</u></p>								
<p>別表（第2条関係）</p>	<p>別表（第2条関係）</p>								
<p>1 小学校（省略）</p>	<p>1 小学校（現行のとおり）</p>								
<p>2 中学校</p>	<p>2 中学校</p>								
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">名称</td> <td style="text-align: left;">位置</td> </tr> <tr> <td>足立区立第一中学校 （省略）</td> <td>足立区千住河原町4番7号 （省略）</td> </tr> </table>	名称	位置	足立区立第一中学校 （省略）	足立区千住河原町4番7号 （省略）	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">名称</td> <td style="text-align: left;">位置</td> </tr> <tr> <td>足立区立第一中学校 （現行のとおり）</td> <td>足立区千住河原町4番7号 （現行のとおり）</td> </tr> </table>	名称	位置	足立区立第一中学校 （現行のとおり）	足立区千住河原町4番7号 （現行のとおり）
名称	位置								
足立区立第一中学校 （省略）	足立区千住河原町4番7号 （省略）								
名称	位置								
足立区立第一中学校 （現行のとおり）	足立区千住河原町4番7号 （現行のとおり）								
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">同</td> <td style="text-align: left;">同</td> </tr> <tr> <td>東綾瀬中学校 （省略）</td> <td><u>東綾瀬一丁目5番3号</u> （省略）</td> </tr> </table>	同	同	東綾瀬中学校 （省略）	<u>東綾瀬一丁目5番3号</u> （省略）	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">同</td> <td style="text-align: left;">同</td> </tr> <tr> <td>東綾瀬中学校 （現行のとおり）</td> <td><u>綾瀬三丁目23番14号</u> （現行のとおり）</td> </tr> </table>	同	同	東綾瀬中学校 （現行のとおり）	<u>綾瀬三丁目23番14号</u> （現行のとおり）
同	同								
東綾瀬中学校 （省略）	<u>東綾瀬一丁目5番3号</u> （省略）								
同	同								
東綾瀬中学校 （現行のとおり）	<u>綾瀬三丁目23番14号</u> （現行のとおり）								

学校位置図（東綾瀬中学校）



第 6 3 号議案説明資料

令和 6 年 7 月 2 日

件 名	足立区立校外施設条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 概要 指定管理者の指定について、区として大規模改修等の特別の事情があると認めた場合は公募によらず、現指定管理者を指定管理者候補者とする可否を選定審査会に諮るとする取り扱いを定めたため、当条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 指定管理者の指定について、「特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。」と改正する。</p> <p>3 新旧対照表 P 6 のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>

足立区立校外施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>○足立区立校外施設条例 昭和39年3月31日条例第16号</p> <p>第1条～第9条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第11条 2 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは_____、規則で定めるところにより公募するものとする。 3 省略</p> <p>第11条～第15条 省略</p>	<p>○足立区立校外施設条例 昭和39年3月31日条例第16号</p> <p>第1条～第9条 現行のとおり (指定管理者による管理)</p> <p>第10条 2 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、<u>特別の事情があると認められた場合を除き</u>、規則で定めるところにより公募するものとする。 3 省略</p> <p>第11条～第15条 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第64号議案説明資料

令和6年7月2日

件名	積立金等返還請求に関する和解内容の変更について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内容	<p>足立区立保育所の指定管理者に支払う管理運営経費の執行残額は、これまで協定に基づき翌年度以降へ繰越し、積立金として管理することとなっていた。</p> <p>この積立金は、指定管理者の指定を受けた足立区立保育所の管理運営以外に使用することができないものであったため、足立区と指定管理者との間で、積立金の取扱いについて協議を実施し、各指定管理者と和解してきた。</p> <p>この積立金の返還について、すでに和解した指定管理者より申出があり、和解内容の変更について協議を進めてきたが、このたび内容がまとまったため、地方自治法第96条第1項第12号に基づき議案を提出する。</p> <p>1 相手方 社会福祉法人太陽会 （足立区鹿浜五丁目28番18号） 理事長 北守 正子（キタモリ マサコ）</p> <p>2 指定管理施設 足立区立千住保育園</p> <p>3 変更合意内容の趣旨</p> <p>(1) 令和元年11月25日付「足立区立千住保育園の積立金等の返還に関する合意書」に基づき、相手方が区に対して返還義務を負う積立金等が次の金額であることを確認する。 金49,562,664円（P9※1）</p> <p>(2) 上記（1）の積立金のうち、次の金額について、すでに区に返還されたことを確認する。 金24,782,664円（P9※2）</p> <p>(3) 上記（1）の積立金のうち、次の金額について足立区立千住保育園の施設・設備の緊急修繕工事の費用として支出するものとし、支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。 金2,788,800円（P9※3）</p>

4 添付資料

「公設民営保育園 積立金控除額・返還額等内訳」(P 9)

5 今後の方針

足立区議会で議決された場合、残額(金21,991,200円)について返還を求めていく。

公設民営保育園 積立金控除額・返還額等内訳

園名	千住		【参考】新田おひさま	
園運営法人名	太陽会		太陽会	
既合意済み返還額 (A)	49,562,664	(※1)	50,874,095	(※4)
返還済み額 (B)	24,782,664	(※2)	25,454,095	(※5)
緊急修繕工事費用 (C)	2,788,800	(※3)	667,000	(※6)
保育士処遇改善費用 (D)	0		5,340,000	(※7)
運転資金 (E)	0		19,413,000	(※8)
区返還予定額 (F=A-B-C-D-E)	21,991,200		0	

第 6 5 号議案説明資料

令和 6 年 7 月 2 日

件 名	積立金等返還請求に関する和解内容の変更について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内 容	<p>足立区立保育所の指定管理者に支払う管理運営経費の執行残額は、これまで協定に基づき翌年度以降へ繰越し、積立金として管理することとなっていた。</p> <p>この積立金は、指定管理者の指定を受けた足立区立保育所の管理運営以外に使用することができないものであったため、足立区と指定管理者との間で、積立金の取扱いについて協議を実施し、各指定管理者と和解してきた。</p> <p>この積立金の返還について、すでに和解した指定管理者より申出があり、和解内容の変更について協議を進めてきたが、このたび内容がまとまったため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号に基づき議案を提出する。</p> <p>1 相手方 社会福祉法人太陽会 （足立区鹿浜五丁目 2 8 番 1 8 号） 理事長 北守 正子（キタモリ マサコ）</p> <p>2 指定管理施設 足立区立新田おひさま保育園</p> <p>3 変更合意内容の趣旨</p> <p>(1) 令和元年 1 1 月 2 5 日付「足立区立新田おひさま保育園の積立金等の返還に関する合意書」に基づき、相手方が区に対して返還義務を負う積立金等が次の金額であることを確認する。 金 5 0, 8 7 4, 0 9 5 円 (P 1 2 ※ 4)</p> <p>(2) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について、すでに区に返還されたことを確認する。 金 2 5, 4 5 4, 0 9 5 円 (P 1 2 ※ 5)</p> <p>(3) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について足立区立新田おひさま保育園の施設・設備の緊急修繕工事の費用として支出するものとする。 金 6 6 7, 0 0 0 円 (P 1 2 ※ 6)</p>

(4) 上記(1)の積立金のうち、次の金額について足立区立新田おひさま保育園の保育士の処遇改善のための費用として、指定管理期間中に支出するよう努力する。なお、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。

金5,340,000円(P12※7)

(5) 上記(1)の積立金のうち、次の金額について相手方が足立区立新田おひさま保育園の管理運営業務に係る運転資金(人件費、指定期間満了に伴う什器・備品等の移転作業等を含む園の管理運営業務に必要な費用)として保有することを認め、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額がある場合は区へ支払うものとする。なお、相手方が運転資金を使用するにあたっては、区の承認を得るものとする。

金19,413,000円(P12※8)

4 添付資料

「公設民営保育園 積立金控除額・返還額等内訳」(P12)

5 今後の方針

足立区議会で議決された場合、指定管理満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点の残額が返還となるため、その金額管理を適切に行う。

公設民営保育園 積立金控除額・返還額等内訳

園名	【参考】千住		新田おひさま	
園運営法人名	太陽会		太陽会	
既合意済み返還額 (A)	49,562,664	(※1)	50,874,095	(※4)
返還済み額 (B)	24,782,664	(※2)	25,454,095	(※5)
緊急修繕工事費用 (C)	2,788,800	(※3)	667,000	(※6)
保育士処遇改善費用 (D)	0		5,340,000	(※7)
運転資金 (E)	0		19,413,000	(※8)
区返還予定額 (F=A-B-C-D-E)	21,991,200		0	

第66号議案説明資料

令和6年7月2日

件名	調停の申立てについて
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内容	<p>足立区立新田三丁目なかよし保育園の指定管理者であった相手方に対し「足立区立新田三丁目なかよし保育園の管理運営に関する年度協定書」に基づき概算払で支払った令和2年度の管理運営委託料の精算額4,021,176円の返還を求め、民事調停を申し立てる。</p> <p>1 相手方 社会福祉法人 朝陽会 （東京都足立区日ノ出町15番1号） 理事長 田澤 博実（タザワ ヒロミ）</p> <p>2 指定管理施設 足立区立新田三丁目なかよし保育園 （指定管理期間は令和2年11月30日まで）</p> <p>3 申立ての理由 （1）足立区立保育所の指定管理者は、足立区との協定に従い足立区立保育所を管理運営しており、その管理運営委託料は概算払で支払っている。 （2）概算払で支払った管理運営委託料については、事業年度の末日をもってその額を確定し、過不足分を精算する。 （3）しかしながら、新田三丁目なかよし保育園の指定管理者の指定は令和2年11月30日付で取消しとなったことから、その時点での実績に応じた精算額を当区に返還しなければならない。 （4）当区で把握する実績値に基づき管理運営委託料を算出したところ、4,021,176円の余剰額が生じているため、当該金額の返還を求め相手方に対し請求をしているものの、支払われていない。 （5）そのため、相手方に対し民事調停の申立てを行う。</p> <p>4 添付資料 「相手方とのこれまでの経過について」（P14）</p> <p>5 今後の方針 足立区議会の議決後、速やかに東京簡易裁判所に対し民事調停の申立てを行う。</p>

【相手方とのこれまでの経過について】

日付	経過
平成25年 7月1日	新田三丁目なかよし保育園開設 (指定管理者：社会福祉法人南流山福祉会（現・社会福祉法人朝陽会）)
令和元年 6月25日	職員の給与支払いの遅延が発生（同月27日に支払いを確認）
令和2年 1月6日	千葉県が社会福祉法人南流山福祉会（以下、法人という）に計算書類等の未届出、不適正な会計処理等についての勧告を実施
6月16日	流山なかよし保育園元園長等の給与未払訴訟により、5千万円超の賠償金支払判決が出る
6月30日	職員の賞与支払いの遅延が発生（7月10日に支払いを確認）
7月14日	区が相手方に賞与支払い遅延についての説明を求める文書を送付
7月29日	相手方の口座が差押えとなる
8月7日	区が相手方に今後の資金繰りについて説明を求める文書を送付
9月10日	相手方から説明がないため、区から再度提出を求める文書を送付
11月4日	11月2日付で足立区及び流山市が運営費支払いの差押命令を受ける
11月13日	区から相手方へ園運営継続意思確認のための文書照会を送付
11月20日	東京法務局へ差押えに伴う供託金の支払実施
11月26日	法人理事会にて指定管理者の指定解除を決議（区が文書受領）
11月27日	聴聞実施（相手方欠席）
11月30日	区が相手方の指定管理者の指定を解除する決定
12月1日	区が新田三丁目なかよし保育園の直営を開始
12月11日	区から相手方へ運営費精算のため、金額内容確認のための通知文を送付
令和3年 3月12日	区から相手方へ再度精算金額確認依頼及び収支報告書提出の催促の通知文を送付
3月31日	区算定金額（4,021,176円）による返還請求書類を送付
4月	相手方の法人本部が足立区に移転
6月25日	請求に対する督促を実施
9月13日	相手方から区へ過年度支払い不足分として37,475,988円の請求が届く
11月5日	相手方の法人名称が社会福祉法人朝陽会に変更
令和4年 4月1日	区直営で運営していた新田三丁目なかよし保育園が全入園児の卒園に伴い閉園
	以降も区と相手方とで協議のため文書のやり取りや面談を複数回実施するものの現在に至るまで支払いは実行されず

第 8 4 号議案説明資料

令和 6 年 7 月 2 日

件 名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部 保育・入園課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内 容	<p>1 概要</p> <p>内閣府令第 8 6 号（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正）の制定に伴い、規定を整備する必要があるため、条例の改正を行う。</p> <p>※ 特定教育・保育施設 区市町村長からの施設型給付費が支給されることの確認を受けた保育所、幼稚園、認定こども園</p> <p>※ 特定地域型保育事業 区市町村長からの地域型保育給付費が支給されることの確認を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業</p> <p>2 改正内容（詳細は、P 1 6・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 重要事項のインターネットによる掲示の義務化 施設の見やすい場所に、重要事項（運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担に関すること）などについて、これまでの書面での掲示に加え、<u>新たにインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。</u></p> <p>(2) その他 認定こども園法の引用条項のずれを改める。</p> <p>3 施行年月日 令和 6 年 1 0 月 1 日</p> <p>※ 1 施行日の 1 0 月 1 日には、各施設がインターネットで重要事項を掲示できるよう指導していく。</p> <p>※ 2 家庭的保育事業等、個別対応が困難な場合は、区ホームページに重要事項を含む施設情報をまとめて一覧で掲載する等、事業者と施設利用者の双方にわかりやすい情報提供を実施していく。</p>

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月30日条例第55号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p> <p> 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p> <p> 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第4章 事務の委任（第53条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p> 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p> 第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条～第14条 省略</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月30日条例第55号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p> <p> 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p> <p> 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第4章 事務の委任（第53条）</p> <p>付則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 現行のとおり</p> <p> 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p> <p> 第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条～第14条 現行のとおり</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 省略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p>
<p>第16条～第22条 省略</p> <p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>掲示</u>しなければならない。</p>	<p>第16条～第22条 現行のとおり</p> <p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>
<p>第24条～第34条 省略</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準</p>	<p>第24条～第34条 現行のとおり</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準</p>
<p>第35条～第36条 省略</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p>	<p>第35条～第36条 現行のとおり</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p>
<p>第37条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第2節 運営に関する基準</p>	<p>第37条 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>第2節 運営に関する基準</p>
<p>第38条～第50条 省略</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準</p>	<p>第38条～第50条 現行のとおり</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準</p>
<p>第51条・第52条 省略</p> <p>第4章 事務の委任</p>	<p>第51条・第52条 現行のとおり</p> <p>第4章 事務の委任</p>
<p>第53条 省略</p>	<p>第53条 現行のとおり</p>

改正前	改正後
付 則 第1条～第4条 省略	付 則 第1条～第4条 現行のとおり <u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年10月1日から施行する。</u>